ハ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ホ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ヘ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報

ト　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

チ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

リ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ヌ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

七‖　子ども・子育て支援法第三十条の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務　前号イからヌまでに掲げる情報　［号を加える。］

八‖　子ども・子育て支援法第三十条の七の届出に係る事実についての審査に関する事務　第六号イからヌまでに掲げる情報　［号を加える。］

九‖　子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更に関する事務　第六号イからヌまでに掲げる情報　［号を加える。］

十‖　子ども・子育て支援法第三十条の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第六号イからヌまでに掲げる情報　［号を加える。］

十一‖　子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務　第六号イからヌまでに掲げる情報　［号を加える。］

十二‖　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第三号ロに掲げるものに限る。）　第六号ロに掲げる情報　［号を加える。］

第五十九条の二の三‖　［略］

第五十九条の二の二‖　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二十条に係る改正規定は、令和三年一月一日から施行する。